

## 分科会報告 B. 支援体制（ガイドライン等）①

本分科会では、教員、職員（学生支援部門、キャリア部門）、障害学生支援担当者により、障害者差別解消法の施行を見据えて、支援体制やシステム、ガイドライン等について議論を行った。主な話題は以下のとおり。

### 1. 対応要領・対応指針について

各大学の対応要領・対応指針の策定状況について説明をした。参加者のほとんどが、公立大学・私立大学の教職員であるため、まだ策定中の大学が多い現状であった。議論中に対応要領・対応指針・ガイドラインというような用語が頻出し、混乱が生じたため、概念の整理を行った。以下、その用語の説明を記述する。

#### 1) 対応要領・・・

障害者差別解消法の中に明記されているもので、策定に関しては、国立大学は法的義務で、公立大学・私立大学は努力義務となる。

#### 2) 対応指針（ガイドライン）・・・

障害者差別解消法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 11 条の規定の例により、文部科学省が「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を通知したことから使われることになった。主な対象は私立大学である。基本的にこの対応指針のことをガイドラインともいう。

## 2. 障害学生に対する具体的な支援に関して

対応要領・ガイドラインを策定中の大学が多いため、その内容に関わる障害学生に対する具体的な支援について議論を行った。

### 1) 生活支援に関して

修学面の支援だけではなく、食事介助やトイレ介助等の生活支援を必要とする学生に対してどのような、合理的配慮を提供することができるのかという質問が出た。職員・ボランティアに頼っている大学も多く、なかなか支援が難しい現状である。しかし、生活支援ができないという理由で、入学を断るのは、不当な差別的取扱いに該当するため、今後どのような体制をとるべきかを、議論することが急務である。

### 2) 障害のある学生の把握の方法

障害のある学生を把握する上で、どのような体制を取っているのかという、質問が出たため、各校の取り組みを紹介してもらった。健康調査や保健調査等で、学生の状況を把握している大学が比較的多かった。また健康調査等で、挙がってきた学生に対して、呼び出し面談等の支援を行っている大学もあった。

以上